		A1A　F2A　F2B　F2D	10.235GHzから 10.237GHzまで(注18)
		全ての電波の型式	10.237GHzから 10.24GHzまで
		全ての電波の型式（注４）	10.24GHzから 10.242GHzまで(注２)
		全ての電波の型式	10.242GHzから 10.245GHzまで
			10.245GHzから 10.25GHzまで（注16）
20	10.45GHzから 10.5GHzまで	全ての電波の型式	10.45GHzから 10.5GHzまで（注21）

備考１　自動受信を目的とする電信は、モールス符号によるものを除く。

備考２　周波数の欄に定める各周波数の範囲は、上限の周波数は当該範囲に含み、下限の周波数は当該範囲に含まないものとする。

備考３　周波数の欄に定める各周波数は、別に注で定める場合を除き、次に掲げる場合に使用することはできない。

⑴　衛星通信を行う場合

⑵　一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「連盟」という。）のアマチュア業務の中継用無線局を介する通信に使用する場合（以下「連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合」という。）

⑶　月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。）を行う場合

備考４　24,990kHz以下の周波数の電波は、その占有周波数帯幅が３kHz以下のものに限り使用することができる。ただし、Ａ３Ｅ電波を使用する場合については、この限りでない。

備考５　この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、Ａ１Ａ電波により連盟が標識信号の送信を行う場合に限り使用することができる。

14,100kHz、18,110kHz、21,150kHz、24,930kHz、28.2MHz、50.01MHz

備考６　この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、Ｆ２Ａ電波又はＦ３Ｅ電波により連絡設定を行う場合に限り使用することができる。

51MHz、145MHz、433MHz、1,295MHz、2,427MHz、5,760MHz、10.24GHz

注１　この周波数の電波は、直接印刷無線電信（以下「ＲＴＴＹ」という。）及びデータ伝送に使用することはできない。ただし、外国のアマチュア局との通信（音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。）に使用する場合については、この限りでない。

注２　この周波数の電波は、ＲＴＴＹ及びデータ伝送（音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。）に使用することはできない。

注３　この周波数の電波は、ＲＴＴＹ及びデータ伝送に使用することはできない。ただし、Ａ１Ａ電波以外の電波を使用する場合であって、外国のアマチュア局との通信（音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。）に使用するときは、この限りでない。

注４　この電波は、その占有周波数帯幅が３kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、Ａ３Ｅ電波についてはその占有周波数帯幅が６kHz以下の場合には使用することができるものとし、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数の電波については国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う場合に限り、その占有周波数帯幅が40kHz以下の場合には使用することができるものとする。

注５　この電波は、その占有周波数帯幅が３kHzを超える場合に限り使用することができる。ただし、29MHzから29.3MHzまで及び51MHzから51.5MHzまでの周波数の電波を外国のアマチュア局との通信に使用する場合については、この限りでない。

注６　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信を行う場合に限り使用することができる。

注７　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に使用することができる。

注８　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波（Ａ１Ａ電波の場合を除く。）は、月面反射通信又は外国のアマチュア局との通信に限り使用することができる。

注９　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信（144.1MHzから144.2MHzまでの周波数の電波は、外国のアマチュア局との月面反射通信）を行う場合に使用することができる。

注10　この周波数の電波は、ＲＴＴＹ及びデータ伝送に使用することはできない。ただし、月面反射通信(音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。)に使用する場合については、この限りでない。

注11　この周波数の電波は、公衆網に接続し音声（これに付随するデータを含む。注12において同じ。）の伝送を行う通信（インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。以下同じ。）に使用することはできない。

注12　この周波数の電波は、公衆網に接続し音声の伝送を行う通信に限り使用することができる。

注13　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。

注14　この電波は、月面反射通信を行う場合であって、その占有周波数帯幅が３kHz以下のときに限り、全ての電波の型式を使用することができる。

注15　この周波数の電波は、ＲＴＴＹ及びデータ伝送に使用することはできない。ただし、外国のアマチュア局との月面反射通信（音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。）に使用する場合については、この限りでない。

注16　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。

注17　この周波数の電波は、次に掲げる場合に限り使用することができる。

⑴　テレビジョン伝送に使用する場合

⑵　占有周波数帯幅が９MHz以上の電波を高速データ伝送に使用する場合

注18　この周波数の電波は、モールス無線電信による通信により標識信号の送信を行う場合に限り使用することができる。

注19　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。

注20　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。

注21　備考３の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に使用することができる。